

第9章 「標準的行政経費」と「地方創生」 — 普通交付税における臨時的項目からの脱却 —

飛田博史

はじめに

2000年度以降の普通交付税算定における基準財政需要額（以下「需要額」と呼ぶ）は、三位一体改革（2004～2006年度）を底としておおむね増加傾向をたどっている。その増加の特徴は社会保障関連経費（厚生労働費・厚生費）を主体としつつ、2008年度以降の臨時的項目が一定の底上げ効果を発揮してきた。この臨時的項目はリーマンショック対策や地方創生推進など、その時々の方策に応じた包括的な経費項目として算定され、段階補正や経常態容補正を

通じて、小規模自治体（条件不利地域）への交付税の傾斜配分が強い仕組みとなっており、三位一体改革後の交付税復元に事実上寄与してきた。

しかし、安倍政権の地方創生の推進以降、この臨時的項目が事実上定着し、時の政権と表裏一体となった政策誘導的な算定が常態化しつつある。

本稿では地方創生関連項目⁽¹⁾の算定をめぐる現状と課題を指摘した上で、これに代わる標準的行政経費の可能性を検証する。

1. 臨時的項目の状況

(1) 臨時的項目の特徴

本稿で取り上げる臨時的項目とは2008年度の地方再生対策費にはじまる需要額の項目で、地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）で独立した歳出の項目として計上され、需要額で算定される項目である。「臨時的」という呼称は必ずしも公式なものではないが、本稿では一連の項目が地方交付税法の本則ではなく、あくまで附則において「当分の間」として規定されていること、また、実際に一定期間に限って算定されてきた経緯から、そのように呼ぶこととする。

一連の臨時的項目が創設された背景を類型化すると3つに区分することができる。

◆地方法人課税の偏在是正効果の活用

地方法人課税の偏在是正効果とは、事業税の一部を国税化し、これを地方譲与税として再配分する制度改正で、不交付団体への税収の偏在が是正される効果であり、その活用とは地財計画上の水準超経費の縮減分を通常の歳出に振り

替えることである。

これを活用した主な項目は2008年度の「地方再生対策費」と2020年度の「地域社会再生事業費」である⁽²⁾。2008年度は事業税の一部を国税化し、全額を地方譲与税として再配分する地方法人特別税・譲与税の創設。2020年度はこれを事実上引き継ぎつつ、偏在是正効果を高めた特別法人事業税・譲与税の創設である。

このうち地域社会再生事業費は、「地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地財計画に地域社会の維持・再生に取り組む⁽³⁾」ことを創設の目的としており、経常態容補正では人口減少率などの人口構造の変化に応じた指標、および非人口集中地区人口を用いた人口集積の度合いに応じた指標を採用している。

◆リーマンショック対策

いわゆるリーマンショックにともなう地方財政危機対応として創設されたのが、2009年度以

降の「地域雇用創出推進費」（2009年度）「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」（2010年度）「雇用対策・地域資源活用推進費」（2011年度）「地域経済・雇用対策費」（2012～2017年度）である。

麻生政権下の2009年度はもっぱらリーマンショック対策として交付税1兆円増額にあわせて創設されたが、政権交代後は三位一体改革で削減された交付税の復元という目的も兼ねていた。「地域経済・雇用対策費」では海外競争力強化などの通常の経済対策を折り込み、また、2010年6月に閣議決定された財政運営戦略で導入された中期財政フレームを踏まえ、複数年度にわたる設定となった。その後、第二次安倍政権下での「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、地方財政危機モードから平時モードへの回帰が打ち出され、2017年度をもって廃止された。

◆地方創生

同じく安倍政権が2014年秋に打ち出した地方創生を受けて、2015年度以降、地財計画の一般行政経費単独事業の別枠として「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円が計上され、需要額算定では「地域の元気創造事業費」「人口減少等特別対策事業費」が創設された。

同経費の財源は、リーマンショック対策の経費縮小にともなう振替分、地方法人住民税の交付税原資化にともなう偏在是正分、地方公共団体金融機構変動準備金などを積み上げたものであり、リーマンショック対策終了後の一般財源総額の水準を確保する役割を果たしている。

2015年度の地財計画の資料では「今後、偏在是正を更に進めること等により恒久財源を確保する方針」と書かれており、臨時的項目の恒久化の狙いもうかがえるが、政府の「まち・ひと・しごと総合戦略」自体が5年ごとの期間で区切る政策であることから、交付税算定においても臨時的性格は否めない。

また、この項目は、政権の政策を強く反映している点が従来の臨時的項目と異なっている。たとえば2017年度以降、政府の改革工程表にもとづき、経常態容補正において地方創生の成果指標等への段階的シフトが行われているなど、指標自体の見直しも地方創生の方針の改定に応じて行われていることなどがあげられる。

(2) 臨時的項目の算定の状況

図表1は臨時的項目の需要額算定ベースの変遷である。なお、参考欄には各項目の地財計画における歳出項目名を併記した。

図表1 臨時的項目の普通交付税算定における変遷

(億円)

臨時的項目名	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	(参考) 地財計画上の項目名
地方再生対策費	4,000	4,000	4,000	3,000										地方再生対策費
地域雇用創出推進費		5,000												地域雇用創出推進費
雇用対策・地域資源活用臨時特例費			4,500											地域活性化・雇用等臨時特例費
雇用対策・地域資源活用推進費				4,500										地域活性化・雇用等対策費
地域経済・雇用対策費					7,400	7,400	5,900	4,400	2,300	1,300				地域経済基盤強化・雇用等対策費
地域の元気創造事業費							3,500	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	まち・ひと・しごと創生事業費（地域の元気創造事業費は2014年度以降、まち・ひと・しごと創生事業費に算入）
人口減少等特別対策事業費								6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
地域社会再生事業費													4,200	地域社会再生事業費
* 既存項目単位費用への加算			5,350	7,500	7,550	7,550	6,050	4,050	2,150	650				
算定額計	4,000	9,000	13,850	15,000	14,950	14,950	15,450	18,350	14,350	11,850	9,900	9,900	14,100	

注1) ネットワークはリーマンショック対策の臨時的経費と単位費用加算分による算定

注2) 地域の元気創造事業費100億円が別途特別交付税で算定されている

(資料) 各年度の普通交付税大綱より作成

まず、算定額の合計をたどってみると地方再生対策費の4,000億円に始まり、リーマンショック対策と地方創生が重なる2015年度の1兆8,350億円をピークに、リーマンショック対策の縮小とともに減少に転じたが、2020年度は地域社会再生事業費の創設で再び1兆4,100億円に増加している。

(3) 臨時的項目の増額効果

需要額における臨時的項目の増額効果は、2008年度以来町村を中心に顕著に表れており、事実上、三位一体改革による交付税削減分を復元する役割を果たしてきた。図表2は市町村分の需要額のうち、公債費を除く個別算定経費に占める割合を団

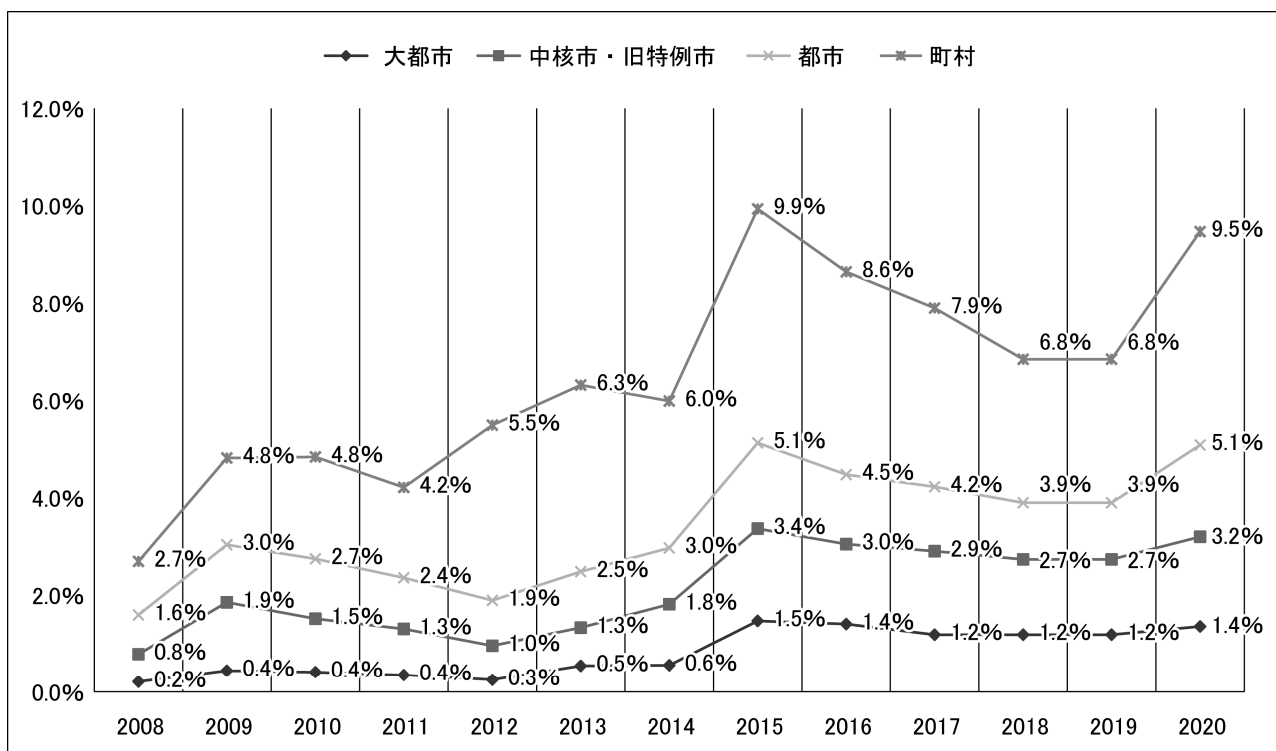
体別の推移でみたものである。

全期間を通じて町村の比率が高く、ピーク時は10%近い水準まで上昇している。これはすべての臨時的項目を通じて、人口を測定単位とする段階補正が適用され、経常態容補正についても条件不利地域への傾斜配分を考慮しているからである。

地方創生関連項目の算定では、道府県分よりも市町村分の需要額の割り当てが高いこと、地方創生の成果指標を採用したことなどから、都市自治体においても割合が上昇しており、市町村全般に需要額の底上げ効果をもたらしている。

次章では地方創生関連の算定に焦点をあて、その算定の特徴をさらに検証していく。

図表2 臨時的項目の個別算定経費（公債費除く）に占める割合（市町村分）



(資料) 総務省「普通交付税算定計数資料」より作成

2. 地方創生関連の特徴

(1) 政策の背景

第二次安倍政権のもとで打ち出された「地方創生」の契機は、2014年5月8日に日本創成会議・人口減少問題検討分科会の提言「ストップ少子化・地方元気戦略」（通称「増田レポート」）で

ある。同レポートでは2040年までに若年女性人口が半減する地方自治体（いわゆる「消滅可能性都市」）が約5割に上る推計結果を示し、その対策の基本目標として、国民の希望出生率の実現と人流のダム機能の役割を果たす地方都市の再構築に

よる東京一極集中の是正をかかげた。こうした取組の体制として、国に「長期ビジョン」や「総合戦略」を策定する「総合戦略本部」を、地方に「地域版長期ビジョン」や「地方版総合戦略」を策定する「地域戦略協議会」の設置を提言した。

「消滅可能性都市」は社会的な注目を浴び、同年6月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」（以下「基本方針」と呼ぶ）において、「日本の未来像に関わる制度・システムの改革」として「地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進が重要であり、このための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備する」と明記した。

その後、9月3日の第2次安倍改造内閣発足後の記者会見で、初めて「地方創生」を表明し、閣議決定により「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、政府として本格的に取り組むこととなった。11月21日には「まち・ひと・しごと創生法」が成立し（同月28日施行）、12月27日には政府としての地方創生の方向を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定された。

地方自治体に対しては、国の総合戦略を踏まえた地方版総合戦略の策定を求め、その策定に要する費用にあてるため、2014年度補正予算で「地方創生先行型交付金」（1,900億円）が計上された。また、地方交付税制度では、2015年度の地財計画に「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円が計上され、交付税算定では「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円）、および従来からの算定項目を増額するかたちで「地域の元気創造事業費」（3,900億円）、残り100億円は特別交付税に算入された。

(2) 算定の特徴

◆人口減少等特別対策事業費

算定の目的は「結婚、出産、子育て支援の充実や住民転入の促進など、各団体が行う人口減少等に係る当該年度の財政需要を算定するものである⁽⁴⁾」。

測定単位は人口減少対策が主な施策であることから人口を採用し、補正係数は段階補正と経常態容補正を適用しており、基本的に小規模自治体への交付税配分に配慮している。経常態容補正Ⅰでは地方創生にかかる「取組の必要度」、経常態容補正Ⅱでは「取組の成果」として、それぞれ割増し補正を講じている。

◆地域の元気創造事業費

2013年度の地方公務員給与の臨時削減にともない、地財計画に計上された「地域の元気づくり事業費」が、地方創生に引き継がれたものである。

算定の仕組みは、測定単位として人口を採用し、補正係数は段階補正と経常態容補正を適用するなど、人口減少等特別対策事業費と同様の算定式である。経常態容補正Ⅰでは「行革努力分」、経常態容補正Ⅱでは「地域経済活性化分」として、それぞれの成果に応じた割増し補正を講じている。

なお、地域の元気創造事業費は、従前の算定を地方創生に取り込むかたちとなったため、行革努力分の地方創生との関係性や地域経済活性化分と人口減少等特別対策事業費の指標との類似性などの点から、地方創生として個別に算定されている意味が未だに不明確である。

(3) 算定の変遷

次に2015年度から現在までの算定の変遷についてみておこう。なお、各年度の補正係数の指標の変遷は図表3を参照しながら解説する。

◆2015年度 ― 創設

人口減少等特別対策事業費の算定規模は、概算ベースで道府県分が2,000億円（取組の必要度1,670億円、取組の成果330億円）、市町村分が4,000億円（取組の必要度3,330億円、取組の成果670億円）と市町村分の割り当てが大きく、また、取組の必要度に重点が置かれていた。

経常態容補正Ⅰ（取組の必要度）および経常態容補正Ⅱ（取組の成果）で採用された指標は、おおむね人口要素、雇用要素、経済活動要素からなり、Ⅰ（取組の必要度）では過去からの伸び率の全国平均と比較して劣位にある場合に係

数が高くなる算式となっており、係数のウエイトは人口増減率について高くしている。Ⅱ（取組の成果）ではⅠで用いた指標（一部除く）の当該自治体の伸び率が全国平均を上回る場合に割増す算式となっており、係数のウエイトはⅠと同様である。同事業費の指標は国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標を踏まえて選択されており、全国的な自治体の取組状況を考慮しつつも、あくまで、国が地方創生の基準として認める「取組の必要性」と「取組の成果」で交付税を配分することになり、交付税算定のあり方として疑問が残る臨時項目である。

一方、地域の元気創造事業費は概算ベースで道府県分が975億円（行革努力分750億円、地域経済活性化分225億円）、市町村分が2,925億円（行革努力分2,250億円、地域経済活性化分675億円）と行革努力分に重点が置かれていた。

経常態容補正Ⅰ（行革努力分）では人件費の削減にかかる要素、その他の指標からなり、その多くは全国平均の削減率との比較で優位にある場合に係数が高くなる算式となっている。係数のウエイトは職員数削減率などで高く設定されている。経常態容補正Ⅱ（地域経済活性化分）では産業要素、雇用要素、所得要素などからなり、いずれも全国平均の伸び率を上回る場合に割増す算式となっている。

◆2017年度 ― 地方創生の成果へのシフト等、指標の見直し

・人口減少等特別対策事業費の成果へのシフト

2015年6月30日に閣議決定された「基本方針2015」において経済と財政の一体的再生を行うための「経済・財政再生計画」（2016～2020年度）の策定が打ち出され、地方交付税においても、人口減少対策等の取組の成果を反映させる見直しの方針が示された。同年12月24日には、同計画にもとづき個別具体的な施策内容と実施スケジュールを示した「経済・財政アクション・プログラム」および「改革工程表」が策定され、「まち・ひと・しごと創生事業費」については、成果を反映した配分を集中期間後に5割以上とする目標が立てられた⁵⁾。さらに2016年12月21日に公表された改訂版において、2017

年度から3カ年にかけて人口減少等特別対策事業費の「必要度」から「成果」への1,000億円のシフトを行うことが明記された。これを受けて、総務省では2017年度算定から3年かけて、

「取組の必要度」から「取組の成果」へと1,000億円を段階的にシフトさせる見直しを行うこととなった。ただし、一律の見直しでは都市と町村、あるいは条件不利地域などで成果に差が生じるため、政令市、中核市、都市、町村ごとの改善度合いの比較を行う算定や条件不利地域の割増率の係数を追加した。これにより成果へのシフトにともなう条件不利地域などにおける交付税算定の負の影響を相殺する効果をもたらした。

・地域の元気創造事業費の行革努力分から地域経済活性化分へのシフト

同じ地方創生枠ではありながら、改革工程表などで言及されなかった地域の元気創造事業費についても、総務省は3カ年かけて行革努力分から地域経済活性化分へと1,000億円をシフトさせる算定の見直しを合わせて行った。この理由について同省は「2006年度以降行革努力に応じた算定を行ってきており、地方団体は行革努力により捻出した財源を活用して地域活性化に取り組み、その成果が生じつつあること、このような取組が定着してきている中で、近年は公会計や公共施設等総合管理計画等を活用した財政マネジメントの強化といった係数化しがたい行政改革の取組も求められてきていること⁶⁾」等をあげている。

なお、このシフトについても自治体間の成果の格差が生じることから、団体別の算定や条件不利地域の割増率が導入されている。

このように人口減少等特別対策事業費と地域の元気創造事業費は、地方創生関連項目として同時に算定の見直しが図られているが、その理由は異なることがわかる。あくまで推察の域を出ないが、内閣の成果指標重視の方針にともなう人口減少等特別対策事業費の見直しに乗じて、総務省が地域の元気創造事業費についても、長年にわたる歳出削減を財政需要として算定する限界を見越して、地域活性化指標に乗り換えた

可能性が考えられる。ただし、いずれにしても成果指標で配分されることでは共通しており、全体として成果重視の算定が強まったといえることができる。

・指標の見直し

ほとんどの自治体において地方版総合戦略の策定を終え、そこで採用された地方創生のKPIが集約されたことを踏まえ、指標の見直しが行われた。

人口減少等特別対策事業費のうち「自然増減率」については、自治体間の高齢化の違いが影響するため「出生率」に置き換えた。一方、地域の元気創造事業費のうち、道府県分の「延べ宿泊者」については、地方版総合戦略でインバウンドの観光指標を盛り込んだ自治体が多いことから、日本人と外国人延べ宿泊者数を分けた指標で算定することとした。市町村分では転入者人口比率を廃止した。

◆2020年度 — 第2期地方創生への転換

・第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にともなう補正係数の見直し

政府は2019年12月19日の「まち・ひと・しごと創生会議」において、2020年度から5年間にわたる第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（案）「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を示し、地方創生の新たな展開を表明した。

全体的な書きぶりとして第1期で強調されていた「アウトカム」（成果）の文言が消え、長期目標としていた希望出生率1.8の実現については地域差を踏まえた記述に変わり、2050年度までの経済成長率1.5%~2.0%の維持については、明確な目標値を示さず、地域ごとの成長率やICT導入による成長率の見通しなどへと大幅に見直された。また、各基本目標の横断的な目標として、デジタル技術を駆使した社会構築、いわゆるSociety5.0の推進や地方創生版のSDGsの実現、多様な人材の活躍の推進などが盛

り込まれ、目指すべき将来像よりもむしろ目先の政策論に重きが置かれた印象を受ける。

こうした、地方創生の新たな展開を踏まえて、交付税算定では引き続き地財計画において1兆円を確保した上で、人口減少等特別対策事業費の補正係数の指標が見直され、道府県分の「取組の成果」の算定において「東京圏への転出入人口比率」「県内大学進学者割合」「新規学卒者の県内就職割合」が追加された。

また、地域の元気創造事業費でも、行革努力分において「業務システムに対するクラウド導入率」が新設された。このほか、地方創生とは直接関係ないが、児童虐待防止の強化による児童福祉司の増員や防災・減災対策の事業拡大を踏まえて、職員数削減率などの人件費関連の削減指標を廃止し、「経常的経費削減率」「地方税徴収率」を新設した。一方、経済活性化分では「高齢者就業率」を追加した。

一連の地方創生関連の指標の見直しは、第2期の地方創生を踏まえたものであるが、あまたある施策の指標のなかで、なぜ、これらのものが選ばれたのかは明らかではなく、場当たり感が否めない。いずれにしても、これら2つの臨時的項目は地方創生の政策展開にあわせて、わずか数年間で算定の見直しが頻繁に行われて今日にいたっており、標準的行政経費の財源保障としての正当性には疑問がある。

・成果指標へのシフトの継続

基本方針2019において、「人口減少等特別対策事業費において、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を5割以上とすることを目指す」ことを踏まえ、2020年度から5年間でさらに「取組の必要性」から「取組の成果」へと1,000億円をシフトさせることとした。基本方針では引き続き政策の成果指向がみられるが、その後の「総合戦略」の内容やシフトの期間からみると、成果重視が若干後退したように見える。

図表3 地方創生枠の経常態容補正の指標の変遷

		2015	2016	2017	2018	2019	2020		
地域の元気創造事業費	行革努力分	ラスパイレス指数（前年度）							
		ラスパイレス指数（直近5カ年平均）							
		職員数削減率							
		人件費削減率							
		人件費を除く経常的経費削減率							
		地方債残高比率							
		経常的経費削減率							
		地方税徴収率							
		業務システムに対するクラウド導入率							
	地域経済活性化分	第一次産業産出額（道府県）							
		農業産出額（市町村）							
		製造品出荷額							
		小売業年間商品販売額							
		若年者就業率							
		女性就業者数							
		従業者数							
		事業所数							
		延べ宿泊数（道府県）							
		日本人延べ宿泊者数・外国人延べ宿泊者数（道府県）							
		転入者人口比率（市町村）							
		一人当たり県民所得（道府県）							
		一人当たり地方税収（市町村）							
		条件不利地域の割増率							
		高齢者就業率							
		人口減少等特別対策事業費	取組の必要度	人口増減率／全国平均					
				全国平均／転入者人口比率					
				転出者人口比率／全国平均					
全国平均／年少者人口比率									
自然増減率／全国平均									
全国平均／若年者就業率									
全国平均／女性就業率									
1／有効求人倍率									
全国平均／一人当たり各産業の売上高									
取組の成果	人口増減率								
	転入者人口比率								
	転出者人口比率								
	年少者人口比率								
	自然増減率								
	若年者就業率								
	女性就業率								
	出生率								
	条件不利地域の割増率								
	東京圏への転出入人口比率								
	県内大学進学者割合（道府県）								
	新規卒者の県内就職割合（道府県）								

（資料）「地方財政」各年度5月および9月号より作成

(4) 地方創生項目の算定効果

ここで地方創生項目の算定が必要額にもたらず増額効果を市町村分に焦点を当ててみていこう。

図表4は人口減少等特別対策事業費および地域

の元気創造事業費の需要額の合計を個別算定経費の合計額で割ったものである。なお個別算定経費は公債費を除いた総額である。

図表4 地方創生項目の算定効果（2020年度 市町村分）

	大都市	中核市・旧特例市	市	町 村
北海道	1.0%	2.5%	4.5%	8.5%
青森県		2.8%	4.2%	9.0%
岩手県		2.6%	4.0%	7.2%
宮城県	1.2%		4.1%	7.1%
秋田県		2.4%	3.9%	9.3%
山形県		2.5%	4.2%	7.4%
福島県		2.5%	3.7%	8.7%
茨城県		3.0%	4.4%	6.6%
栃木県		1.9%	3.8%	6.2%
群馬県		2.7%	4.2%	8.4%
埼玉県	1.3%	3.0%	4.5%	7.6%
千葉県	1.5%	2.7%	4.2%	7.5%
東京都	1.1%	2.3%	4.1%	12.3%
神奈川県	1.3%	3.0%	4.1%	7.6%
新潟県	1.3%	2.7%	3.9%	8.4%
富山県		2.2%	3.9%	7.1%
石川県		2.1%	4.0%	5.5%
福井県		2.9%	4.0%	6.9%
山梨県		3.2%	4.1%	10.7%
長野県		2.5%	3.6%	9.5%
岐阜県		2.2%	4.0%	7.4%
静岡県	1.4%	3.2%	3.9%	7.0%
愛知県	1.0%	2.6%	3.9%	7.3%
三重県		2.5%	3.6%	5.9%
滋賀県		2.1%	3.4%	6.7%
京都府	1.2%		4.1%	10.2%
大阪府	1.2%	3.2%	4.6%	7.6%
兵庫県	1.1%	2.9%	3.6%	5.2%
奈良県		2.9%	4.6%	12.2%
和歌山県		2.7%	4.5%	8.9%
鳥取県		2.4%	4.3%	7.5%
島根県		3.0%	3.6%	7.6%
岡山県	1.5%	1.9%	3.7%	7.9%
広島県	1.3%	2.7%	3.9%	5.8%
山口県		2.6%	3.8%	8.4%
徳島県			3.9%	7.7%
香川県		1.8%	4.0%	6.8%
愛媛県		1.9%	3.7%	5.9%
高知県		2.4%	5.2%	10.9%
福岡県	1.2%	2.4%	4.3%	7.1%
佐賀県		3.4%	4.4%	7.2%
長崎県		2.7%	3.9%	6.9%
熊本県	1.3%		4.0%	8.1%
大分県		2.2%	4.2%	8.0%
宮崎県		2.0%	4.3%	7.5%
鹿児島県		1.7%	4.5%	7.5%
沖縄県		2.6%	4.2%	9.4%
平均	1.2%	2.6%	4.1%	7.9%

(資料) 総務省ホームページ 普通交付税算定結果より作成

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html

おおむね自治体の人口規模が少ないほど需要額に占める割合が高くなっており、全国平均では大都市（政令市・特別区分）が1.2%、中核市・旧特例市が2.6%、市が4.1%、町村が7.9%となっており、町村への配分効果が非常に高いことがわかる。町村分について都道府県別でみると東京都、山梨県、京都府、奈良県、高知県などで10%を超えているが、おおむね人口の平均値が少ない傾向があり、段階補正や条件不利地域の割増率などが影響しているとみられる。さらに市町村数で10%

以上が206団体で北海道の歌志内市を除きすべて町村である。このうち20%以上が13町村に上っている。

かつての三位一体改革で憂き目を見た自治体にとって、リーマンショック対策から地方創生へといたる算定は、交付税の復元を図る面では明らかな効果がみられる。一方で、算定内容が頻繁に見直される臨時的項目に依存する状況は、安定的な財源保障を重視するならば高いリスクを負っているといえる。

3. 地方創生関連項目の問題点 ― 財源保障論からみて

地方創生関連項目は、もっぱら交付税配分の技術論として割り切れれば、効果的な算定といえるだろう。しかし、交付税算定の本来のあり方からみると多くの問題を抱えている。改めて交付税制度の原点に立ち戻り検討していこう。

(1) 地方交付税法における財源保障の理念

◆地方自治の尊重

地方交付税法第1条では制度の目的を次のように規定している。「この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする」。本条は交付税が財源の不均衡是正と財源保障の2つの機能を果たすとともに、地方自治を尊重する制度であることを規定している。

また、第3条第2項では「国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない」として、一般財源を保障するものであることが明記されている。

◆標準的行政経費の財源保障

地方交付税法第3条第3項では運営の基本として次のように規定している。「地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準

の維持に努め、少なくとも法律又はこれにもとづく政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない」。この、「合理的、且つ、妥当な水準」について、逐条解説によれば「地方団体が法令により処理することを義務づけられている事務はもちろん、法令上の義務は少なくとも全国的に行われている事務で地方団体が処理することが適当と考えられるものすべてにわたるべきである⁷⁾」と述べられている。このことから財源保障の射程が法令に義務づけられた行政にとどまらない、普遍性のある一定水準を対象としており、いわば標準的行政の財源保障であるとみなすことができる。

◆補正係数の考え方

地方交付税法第13条の各項では測定単位の補正に関する基本的事項を定めており、同条第2項では「種別補正」第4項では「段階補正」「密度補正」「態容補正」「寒冷補正」第10項では「数値急減・急増補正」第11項では「財政力補正」が法定され、第5項では需要項目別に適用する補正係数が一覧で規定されている。ただし、「数値急減・急増補正」や「財政力補正」は特異な条件のもとにある地方自治体についての特例規定であるため、一覧には記載されていない。

逐条解説によれば、単位当たり行政経費の差異には経済的、社会的、地理的条件等の客観的事由によるものがあり、自治体の需要額の算定

を公正妥当なものとするために、その差異を需要額に反映する手法が補正係数である。ただし、算定方法が複雑にならないよう配慮する必要もあり、「地方行政の経費に差異をもたらしているいろいろな条件のうち、できるだけ一定の共通性を有するものに限り、かつ、その差異を客観的な資料により係数化できるもののみを補正の事由として取り上げている」と説明している⁽⁸⁾。

なお、総務省ホームページの解説では「行政経費に差をもたらしている事由のうち、その影響が顕著なものであり、かつ、ある程度普遍的なものであって、その影響を客観的な資料によって係数化できるもの⁽⁹⁾」を補正係数の対象としている。

そのほか、交付税の前身である地方財政平衡交付金の補正係数のあり方について、旧地方自治庁の想定問答集では次のように書かれている。「補正係数を算定する場合基礎とする補正事由は、地方経費を決定している各種条件のうち、客観的に明確であり、恣意や作為の介入の余地がないものの中から普遍的且つ重要なものを選ぶ⁽¹⁰⁾」

以上のような補正係数の考え方を踏まえると、本来、自然的、社会的条件等の客観的状况による測定単位当たりの行政経費の差を合わせ付けることが目的であり、政策判断や財政運営の巧拙⁽¹¹⁾により経費差に応じて交付税を配分するためではないこと。また、行政経費の差がある程度普遍性をもっており、その影響が顕著なものを補正するといったことが、補正係数の基本的な役割とみることができる。

(2) 制度運用上の考え方

必ずしも法令等により規定された概念ではないが、交付税制度の論点として総務省官僚が「安定性」「透明性」「予見可能性」をあげていることも注目される⁽¹²⁾。それぞれについて具体的な定義はされていないが、交付税総額と算定方法の両面にわたる論点としてあげられている。

これらは相互に重なる概念であるが、毎年度の交付税総額および算定内容などの制度全般の運営の安定性、地財計画や交付税配分等の決定過程の

透明性、中期的な財源保障の見通しや毎年度の算定の見直しにともなう算定結果への影響の予測性⁽¹³⁾などを意味している。

(3) 交付税制度のあり方からみた地方創生項目

以上のような交付税制度のあり方を踏まえて地方創生項目の問題点を検討しよう。

◆地方自治の本旨との矛盾

地方創生関連項目は安倍政権の地方創生戦略を交付税算定に反映させたものであり、明らかな政策枠の算定である。この枠はすでに見たように地方創生の取組や合理化などの指標にもとづく実績に応じて交付税を配分（需要額を算定）するものである。

交付税制度の目的が地方自治の本旨の実現や自治体の独立性の強化であることに照らして、国が設定する成果指標などを通じて交付税配分に一定の影響をもたらすことは、交付後用途を制限するものではないが、交付に当たり間接的な条件を付けているとみなすこともでき、地方交付税法の第1条や第3条第2項との矛盾がみられる。

ちなみに地方自治法第99条にもとづく地方議会の国会に対する意見書では、近年、交付税における「トップランナー方式」や「インセンティブ改革」が交付税を利用した政策誘導であり、客観性・中立性を欠いているという指摘が散見される。国の「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」では頑張る地域への「インセンティブ改革」を掲げており、この指摘の対象といえるだろう。

もちろん、国のさまざまな政策にともなう補助事業や単独事業の交付税措置はすべて「インセンティブ」だということもできる。しかし、地方創生関連項目は国の政策枠を明示的に財政需要として算定しており、こうした算定のあり方が法の趣旨に合うのか疑問である。

◆標準的行政経費としての問題点

地方交付税法第3条第3項で述べられているように、地方交付税制度は一定の普遍性をもった標準的行政経費に対する一般財源保障である。この考え方に照らすと、地方創生項目はあくま

で「まち・ひと・しごと総合戦略」にもとづく期間を区切った財政需要であり、地方交付税法においては「当分の間」の附則で臨時的に規定されていることから、財源保障の対象として不適切である。

◆補正係数の問題点

地方創生項目の補正係数（段階補正、経常態容補正）は、いずれも地方交付税法第13条に基づくものではなく、次のような附則の規定により補正されている。

「当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる」。

これは国がいかなる補正でも弾力的に適用で

きる規定であり、本則の補正係数にもとづかない「恣意や作為の介入の余地」を許容するものである。そのため同項目は単位費用と測定単位よりもむしろ補正係数に重点が置かれた算定となっており、小規模自治体への算定の影響に配慮しているとはいえ、補正係数のあり方として問題がある。

◆安定性、予見可能性からみた問題点

繰り返しになるが地方創生項目が期間を区切った政策にもとづくものであることや、補正係数の指標の見直しが頻繁に行われていることなどを踏まえると、運用上の考え方である安定性や予見可能性などの点からみても不適切な項目といえる⁽⁴⁾。

4. 標準的行政経費の追求 — ポスト地方創生の可能性

(1) 地方創生から通常経費へ — 一般財源水準確保の必要性（図表5）

地方創生項目の算定は、交付税算定のあり方として問題があることを理念や運営面から明らかにした。では、この1兆円の一般財源保障の枠は不要なのであろうか。財政運営の現状からはそうとはいえない。

図表5は2000年度以降の経常収支比率を中期的にみたものである。経常収支比率は地方税や地方交付税等の経常的な一般財源に占める経常的な一般財源充当支出の割合である。

都道府県、市町村いずれも上昇傾向にあり、2019年度決算では都道府県が93.2、市町村が93.6と財政硬直化の程度は極めて高い。市町村については団体別に検証しても程度の差はあれ上昇傾向にある。

2010年度から2019年度の間にリーマンショック対策から地方創生に財源保障枠が移行した上での財政状況であることから、経常一般財源の一部を構成する地方創生による一般財源保障分の規模が最低限必要であることは財政運営の現状からみて明らかである。

課題は地方創生項目に代わる通常経費の充実、

言い換えれば地方創生に代わる標準的行政経費を見出すことである。その可能性の一つとして一般行政経費単独事業について検討する。

(2) 地財計画の一般行政経費単独事業の状況

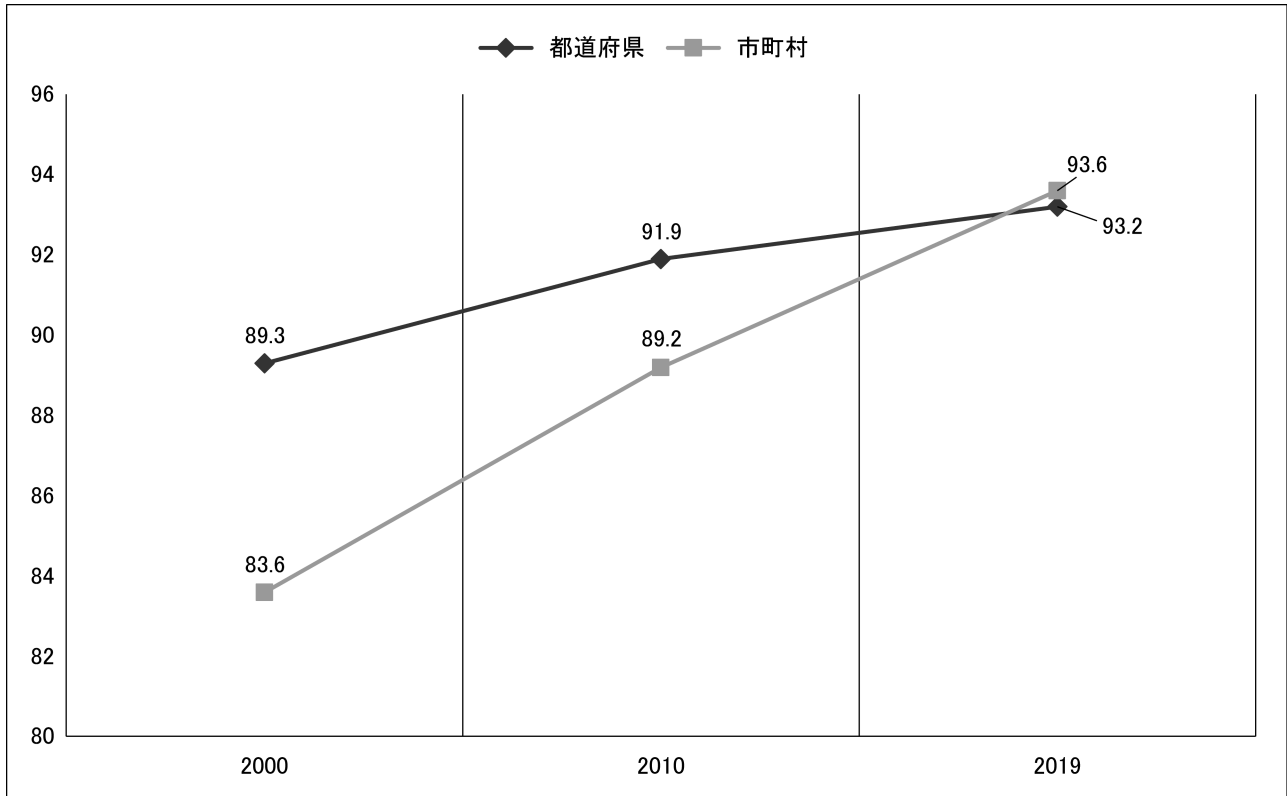
地財計画に計上される一般行政経費の単独事業は、公共サービスの維持管理・運営費やごみ処理、予防接種、乳幼児検診などの住民サービスの経費が計上されており、まち・ひと・しごと創生事業費もこの別枠として計上されている。

同単独事業は決算などを踏まえつつ包括的な枠として計上されており、自治体がかつて「自腹を切る」部分の財源保障であるため、その水準が重要となる。

図表6は2000年度以降の地財計画の一般行政経費を補助、単独別にみたものである。単独事業分は2007年度以降ほぼ横ばいにとどまっており、2015年度以降は地方創生枠により実質的な底上げが図られている。

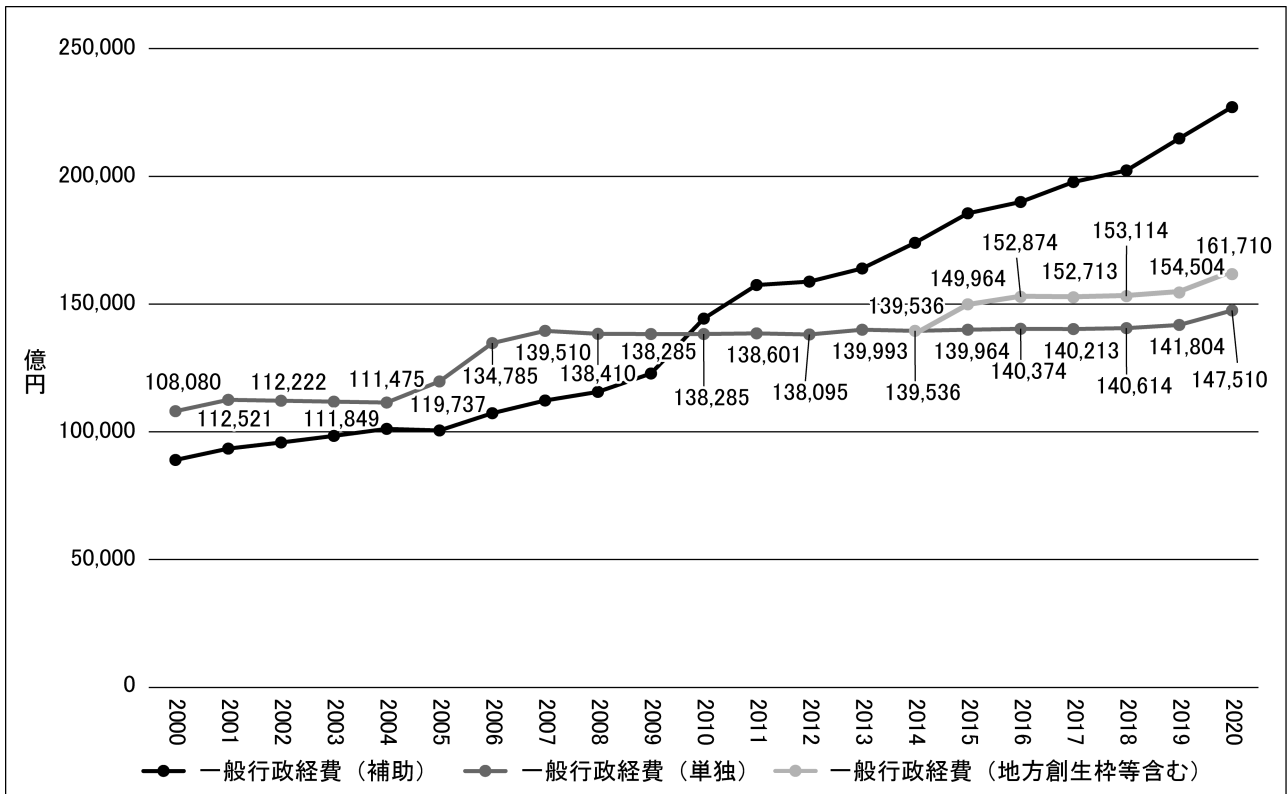
しかし、2018年度の一般行政経費の決算と計画を比較すると、地方創生枠を除いても約4兆円程度の決算超となっており⁽⁵⁾、補助事業分の計画額が決算額に近い金額であると仮定すると、主に単

図表5 経常収支比率の状況



(資料) 総務省ホームページ 地方公共団体の主要財政指標一覧より作成
https://www.soumu.go.jp/iken/shihyo_ichiran.html

図表6 地方財政計画 一般行政経費の推移



(資料) 各年度の地方財政計画より作成

独事業分におけるかい離が大きいものと推察される。また、星野（2020）の分析によれば、一般行政経費単独事業（ソフト分）の歳出決算と地財計画の一般行政経費とのかい離が指摘されている。

以上を踏まえると、地方交付税の算定のレベルにおいても需要額への算入不足の可能性が推察される。そこで一般行政経費単独事業の決算状況について詳しくみていこう。

(3) 一般行政経費単独事業（ソフト）の決算の公表⁽⁶⁾

一般行政経費単独事業に関する決算統計は、近年整備されてきており、2004年度から地方財政状況調査表90表の作成、2013年度から決算状況調べの目的別歳出の参考値として一般行政経費単独事業が費目別に掲載されている。ただし、前者は人件費、投資的経費、公債費が含まれ、後者についてはこれらの項目が除かれているものの、都道府県と市町村の純計が記載されていないなど、地財計画の一般行政経費単独事業との比較が困難であった。そうしたなかで、政府の基本方針2017や経済・財政一体改革推進委員会の「経済・財政一体改革の中間評価」などにおいて、地方単独事業（ソフト）の「見える化」が求められた。これを受けて、2018年5月に総務省に「地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会」（座長 小西砂千夫関西学院大学教授）が設置され、2019年3月には報告書がとりまとめられ、これをもとに決算状況調査を行い、2017年度決算から「地方単独事業（ソフト）歳出決算額」が公表されるようになった。

決算のカテゴリーは「決算状況調べ」と同じであるが、都道府県、市町村の純計も記載されているため、地財計画との比較が可能である。しかも、目的別歳出の具体的な事業内容として小区分317項目が掲載されており、地財計画の一般行政経費単独事業の内容を推定することも可能である。

(4) 一般行政経費単独事業（ソフト）の決算状況

図表7は一般行政経費単独事業（ソフト）の2018年度決算の状況である。都道府県と市町村をあわせた純計額は21.8兆円で、このうち地財計画に計上される「国民健康保険・後期高齢者医療制

度関係事業費」相当分⁽⁷⁾を除くと20.4兆円となる。これに対し同年度の地財計画の一般行政経費単独分は14.1兆円（地方創生枠、重点課題対応分除く）であることから、決算額が6.4兆円上回っている。ただし、決算額には法定外税や超過課税分、また年度間の繰り越し分が含まれているため、両者の厳密な差はこれを下回るが、2018年度の超過課税総額が7,025億円、法定外税が650億円であり、これらすべてを一般行政経費単独事業の財源と見なしても顕著なかい離がある。

大区分別の純計をみると、額が多い順に民生費6.5兆円、商工費3.9兆円、教育費3.5兆円、衛生費および総務費がそれぞれ2.7兆円となっている。

都道府県で最も額が多いのは諸支出金等4.0兆円、ついで商工費2.7兆円、民生費2.4兆円、教育費1.2兆円の順で、諸支出金等は主に市町村向けの移転財源（税交付金）、また商工費のうち2.0兆円は貸付金（制度融資）であることから、実質的な支出は民生費や教育費が中心である。

一方、市町村で最も額が多いのは民生費5.2兆円、ついで衛生費2.9兆円、教育費2.4兆円の順であり、都道府県に比べて歳出額が大きい項目が目立っている。

図表8は項目ごとの純計を歳出規模別にあらわしたものである。

合計額でみると100億円以上の項目が大半を占めており、7割弱は1,000億円以上である。大項目を金額の規模別の小計でみると、1,000億円以上では民生費が4.6兆円（民生費全体の32%以下項目ごとに合計に占める割合）、商工費が3.2兆円（22%）、教育費が2.3兆円（16%）、衛生費および総務費が各1.7兆円（12%）の順となっている。また、100億円以上1,000億円未満では民生費が1.5兆円（23%）、教育費が1.2兆円（19%）、衛生費が0.9兆円（14%）、総務費が1.0兆円（14%）、商工費が0.7兆円（10%）の順となっている。

先述のように商工費は主に貸付金が多いことから、実質的に金額の規模が大きいソフト事業は民生費、衛生費、教育費、総務費が中心とみなすことができる。

では、これらの一般行政経費単独事業は、（普

通) 交付税による算定の対象にどの程度なっているのだろうか、次節において検証する。

図表7 地方単独事業(ソフト) 中項目別決算状況(2018年度)

(億円)

大区分	中区分	都道府県	市町村	純計
民生費		23,836	52,014	64,706
	児童福祉費	4,888	15,390	16,880
	老人福祉費	4,150	18,253	20,398
	生活保護費	262	909	1,002
	社会福祉費	14,483	17,180	26,111
	災害救助費	53	282	316
衛生費		4,029	28,924	27,495
	清掃費	236	16,388	12,160
	保健衛生費	2,755	12,261	13,948
	結核対策費	4	81	80
	保健所費	43	128	170
	医薬費	992	67	1,136
労働費		374	814	1,163
農林水産業費		2,766	2,502	4,898
	農業費	697	1,123	1,665
	畜産業費	211	214	406
	農地費	125	542	560
	林業費	1,473	430	1,823
	水産業費	261	192	445
商工費		26,853	12,582	39,313
	商工費	26,178	10,685	36,905
	観光費	675	1,898	2,408
土木費		3,322	8,569	11,325
	土木管理費	834	805	1,451
	道路橋りょう費	247	1,193	1,441
	河川海岸費	169	225	351
	港湾費	204	437	549
	街路費	57	279	357
	公園費	508	1,742	2,219
	下水道費	37	1,661	1,721
	区画整理費等	67	1,216	1,390
	住宅費	1,067	954	1,746
	空港費	131	56	101
警察費		3,242	0	3,241
消防費		0	8,422	2,511
教育費		11,572	24,473	35,469
	教育総務費	6,398	3,194	9,242
	小学校費	107	4,545	4,705
	中学校費	118	2,669	2,731
	高等学校費	1,862	186	1,981
	特別支援学校費	534	117	669
	幼稚園費	13	450	443
	社会教育費	746	4,651	5,382
	体育施設費等	642	2,500	2,877
	学校給食費	17	5,725	5,733
	大学費	1,135	436	1,706
総務費		9,997	21,635	27,479
	総務管理費/企画費	4,505	18,665	22,377
	徴税費	3,489	1,952	3,171
	戸籍・住民台帳費	1	605	605
	市町村振興費	1,285	8	581
	選挙費	296	298	336
	防災費	400	61	342
	統計調査費	7	29	34
	人事委員会費	10	3	14
	監査委員費	5	14	19
議会費		261	374	685
災害復旧費		0	2	2
公債費		92	48	103
諸支出金等		40,222	119	70
合計		126,567	160,479	218,459

(資料) 総務省「地方単独事業(ソフト)の決算額の状況」より作成

https://www.soumu.go.jp/iken/02zaisei07_04000111.html

図表 8 歳出規模別にみた地方単独事業（ソフト）の状況

億円

	民生費	衛生費	教育費	総務費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費	警察費	消防費	その他	合計
1,000億円以上	46,371	17,180	22,519	17,298			32,420	6,215	1,525	1,087		144,615
100億円以上 1,000億円未満	15,381	9,017	12,206	9,543	765	3,944	6,662	4,552	1,715	1,309	749	65,843
10億円以上 100億円未満	2,823	1,295	709	607	379	927	232	544		116	108	7,740
10億円未満	131	3	35	31	19	27		14				261
												218,458

(資料) 同上

(5) 一般行政経費単独事業（ソフト）の検証方法

需要額の算定基礎である単位費用は標準団体の一般財源所要額を積算し、単位当たりの経費として表したものである。したがって単位費用に算入される具体的な経費は交付税の算定の対象に含まれる。そこで、一般行政経費単独事業の小項目とこれを比較することにより、需要額では算定されていない経費項目を抽出し、地方創生関連項目に代わる財政需要を検証することとする。

ただし、この検証にはいくつかの限界があり、あくまで「可能性」の域を出ないことをお断りしておく。

その限界とは、第一に一般行政経費単独事業は普通交付税以外に特別交付税や留保財源による財源保障にも対応している可能性があり、単位費用の検証だけでは地方創生に代わる経費とはいえないこと。第二に単位費用における一般財源所要額には補助事業の裏負担部分も含まれており、単独事業の財源保障自体を直接とらえることができないこと。第三に一般行政経費単独事業の項目が単位費用の算定対象となっている場合でも、それが同単独事業のすべてを財源保障の対象としているかどうか判定できないことなどがあげられる。

以上の限界を踏まえた上で、歳出規模の大きい民生費、衛生費、教育費、総務費に焦点を当て、小区分項目の決算規模が100億円以上のものと単位費用の内訳を比較する。具体的には単位費用の積算内容[※]と単独事業の小区分および事業内容を突き合わせ、該当する経費が含まれている場合には交付税の算定対象であるとみなし、明確な一致がみられなかったり、明らかに単位費用の積算内

容以外の経費であったりする場合は交付税の算定対象外の経費とみなす。

単位費用の項目と単独事業の費目は完全な対応関係とはなっていないため、4つの決算項目に対する需要額の項目は次のように比較する。民生費：生活保護費、社会福祉費、高齢者保健福祉費。衛生費：衛生費（道府県分）、保健衛生費（市町村分）、清掃費。教育費：小学校費、中学校費、高等学校費、特別支援学校費（道府県分）、その他の教育費。総務費：徴税費、戸籍住民基本台帳費（市町村分）、地域振興費、包括算定経費。

なお、本稿では当該経費が道府県分、市町村分のいずれの算定対象かについては検証を行わない。

(6) 検証結果

検証結果は以下の通りであった。なお、詳細は本稿末尾の資料を参照されたい。

① 民生費

◆1,000億円以上

小区分項目では17あり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の関連経費など、その多くが交付税の算定対象に含まれるとみられる項目であった。

算定対象外の可能性があるものとしては、乳幼児医療費助成（義務教育就学前・就学後分）約2,900億円、老人医療費助成約1,200億円、障害者医療費助成約2,900億円、私立保育所助成費（単独分）約3,300億円があげられる。

◆100億円以上1,000億円未満

小区分項目では46あり、子育て支援施設

(保育所等)、障がい者・高齢者施設等運営費助成、介護予防・地域支え合い事業、災害救助に要する経費など、17項目程度が算定項目に含まれており、決算ベースで約5,400億円である。

算定対象外の可能性があるものとしては、母子(父子)家庭医療費助成、高齢者移動支援、敬老事業、総合福祉施設管理費、障がい者に対する手当給付等の独自施策。子どもに対する現金給付や生活保護関係費等の超過負担。保育料等軽減、養護老人ホームへの入所費用負担の軽減等。その他のサービスなどがあげられる。このうち超過負担、利用者負担軽減、制度上の措置費以外の助成・サービスなどで約2,000億円弱。特定の事業に含まれないその他サービス(子育て安心ステーション、公立介護・介護・高齢者福祉関係サービス、その他生活保護に要する経費等)についても約2,800億円に上る。これらが交付税算定において加味されている可能性はあるが、いずれにしても民生費については、新規の事業とともに既存の項目に対する算入不足の面から、交付税算定の充実を図る余地がある。

② 衛生費

◆1,000億円以上

小区分項目では5つで、廃棄物対策、リサイクル、予防接種、がん検診については算定対象とみられる。

算定対象外の可能性があるものは公立病院等への一般会計負担、約1,700億円にとどまる。

◆100億円以上1,000億円未満

小区分項目では30あり、市町村保健センター管理費、妊産婦健康診査、公立病院等の一般会計負担(繰り出し基準内)、環境保全事業、水道対策事業、保健所管理費等、18項目程度が算定項目に含まれており、決算ベースでは約5,500億円である。

算定対象外の可能性があるものとしては乳幼児医療費助成(義務教育就学前・就学後)⁽⁹⁾が約520億円と比較的大きく、その他では医療関係団体への補助約350億円、その他の各

種経費(環境企画、地域医療確保、医療・保健施設サービス等)で約1,900億円などとなっている。衛生費に関してはこの「その他」が目立っており、交付税算定の追加項目の対象となる可能性がある。

③ 教育費

◆1,000億円以上

小区分項目では11あり、私学助成、小中高等学校・施設管理費、図書館や体育館等管理費など、ほとんどが制度に則したものとして算定項目に含まれている。

算定対象外の可能性があるものとしては、唯一、その他教育総務費関連約1,280億円があげられる。

◆100億円以上1,000億円未満

小区分項目では33あり、私学助成、教育施設管理費、教育研究事業費、私立認定こども園助成、準要保護児童生徒援助、社会教育管理費など、26項目程度が算定項目に含まれており、決算ベースで約1兆円と同金額帯の大半を占めている。

算定対象外の可能性があるものとしては自治体独自の幼稚園就園奨励費助成や私学助成、各その他の経費(小中学校、社会教育関連)などで約1,870億円にとどまり、総額からみると交付税算定の追加項目の対象となる可能性は比較的小さい。

④ 総務費

◆1,000億円以上

小区分項目では7つあり、地域協働事業費、庁舎管理費、税務行政事務費、その他総務費関連(一般管理費等)など、4項目程度が算定項目に含まれており、決算ベースでは約1.1兆円である。

算定対象外の可能性があるものとしては、ふるさと納税関係事業費、その他一般管理費、その他情報・システム管理費の約6,000億円であり、交付税算定対象外とみられるふるさと納税関連を除くと、約3,400億円が交付税算定の追加項目の対象となる可能性がある。

◆100億円以上1,000億円未満

小区分項目では23あり、公有財産管理費、

政策調整事務費、自治体クラウド推進経費、情報セキュリティ構造改革経費、戸籍・住民基本台帳事務費など、19項目程度が算定項目に含まれており、決算ベースでは約9,540億円である。

算定対象外の可能性があるものとしてはICT利活用経費、ふるさと納税関係事業費、その他防災関係経費の約500億円であり、この金額帯については交付税算定の追加項目の可能性は小さい。

(7) まとめ

一般行政経費単独事業（ソフト）の決算と交付税の単位費用の算定内容の比較を通じて、地方創生関連項目に代わる算定について検討してきた。分析の手法上、その結果から明確な結論を導くことは困難であるが、算定対象外の可能性のある項目には、おおむね以下のような特徴がみられた。

◆算定対象外項目の中心は1,000億円未満

全般的に算定対象外の可能性がある項目は1,000億円以上よりも1,000億円未満の項目で散見される。これはそもそも1,000億円以上に比べて1,000億円未満の項目が多いことにもよるが、それだけではなく、1,000億円以上では国民健康保険や後期高齢者医療保険など、当然算定対象となる制度に則った事務事業が多いのに対し、1,000億円未満では4経費とも単位費用の項目と突合できない「その他」の項目がいくつか含まれていることも要因である。

ただし、1,000億円以上の項目でも民生費の乳幼児医療費助成や老人医療費助成などのように、明らかに算定対象外と確認できるものや衛生費の予防接種事業では、定期接種については

算定対象^⑧となるが、任意接種は算定対象外となるなど、事業の一部が交付税算定の追加的経費となる可能性がある。

◆民生費において算定対象外が多くみられる

算定対象外の項目が最も多くみられるのは、金額帯にかかわらず民生費である。すでに指摘した乳幼児医療費助成や老人医療費助成、保育料等の減免、高齢者の移動支援、その他介護・子育て等など多岐にわたっている。今後、地方創生に代わり標準的行政として充実を図れる可能性が最も高い分野と考えられる。

◆算定充実の可能性のある単独事業の類型は3つ

民生費を例に算定対象外と推測される項目の属性を類型化すると①独自の施策とみられるもの（母子（父子）家庭医療費助成、高齢者移動支援、敬老事業等）②制度に即した事務事業の実施にともなう超過負担（子どもに対する現金給付、生活保護関係費等）③制度に即した事務事業の上乗せサービス（保育料等軽減、養護老人ホームへの入所費用負担の軽減等）と3つに整理することができる。このうち②、③については制度に則した事務事業の追加経費であり、国庫補助負担事業の基準単価や利用者負担の水準設定など、国の制度自体にも課題があるものと思われる。いずれにしても社会保障関連の需要額の充実の余地があるものと推察される。

このほか、類型化はできないが、4経費に共通する「その他」に分類される項目なども算定外の需要が含まれる可能性がある。また、総務費については包括算定経費で網羅されている項目が多いが、包括算定経費の単位費用は近年、減少傾向がみられるため需要額の水準自体を改めて検証する必要があるだろう。

結び — 交付税算定の展望

地方交付税は、分離型の国・地方関係を構想するシャウブ勧告のもとで地方財政平衡交付金として生まれ、講和独立後のいわゆる「逆コース」を経て、融合型の国・地方関係のなかで発展してきた。標準的行政をめぐる「合理的、且つ、妥当な水準」に

「法令等により義務づけられた規模と内容」の規定が加わったのは、この分離型から融合型への移行過程においてである。以来、交付税制度は「交付税措置」を通じて国の政策と整合性をもって歩んできた。このこと自体は、国の地方に対する財源なき義務づ

け、いわゆる「無財源マנדート（unfunded mandate）」を防ぐためにも必要なことである。一方で地方交付税法第1条の地方自治の本旨の実現という制度の目的も尊重されるべき原則であり、融合型の国・地方関係といえども、地方創生関連項目は本文で論証した通り許容しがたい。融合型であるからこそ、常にこの原則に立ち戻り、標準的行政経費のあり方を検証する必要がある。

本稿では一般行政単独事業（ソフト）の決算データと単位費用の算定基礎の比較を通じて、地方創生関連経費に代わる標準的行政経費充実の可能性を探ってきた。両者の項目の共通性・類似性から交付税算定の対象か否かを推定する手法については、厳密性を欠いていることは否めないが、少なくとも民生費を中心に算定外と推定される経費が散見され、地方創生関連経費に代わる経費充実の可能性のあることは明らかにできた。本稿はあくまで新たな交付税算定へ向けた試論であり、今後は都道府県、市町村別の経費分析、特別交付税の算定内容の検証、自治体の実態調査などにより、算定外の経費について精度を高めていくことが課題である。

ところで、日本都市センターが814市区に行ったアンケート（2017年9月）によれば、各政策分野における今後10年の歳出見込みについて、「大幅に増える」または「増える」と回答した割合が50%を超える分野は、医療（保険事業、その他事業）、介護・高齢者福祉、子ども子育て、貧困・格差対策等、教育。また、50%に満たないものの地域公共交通や防災・減災も高い割合を示している。すでに日本は本格的な人口減少社会に移行しつつあるが、これらの回答結果を踏まえると、人口減少にかかわらず、多岐にわたる行政分野の取組がさらに必要となることがうかがえる。とりわけ、地域公共交通確保などは人口減少がもたらす政策課題であり、防災・減災も過疎地域の森林や水田等の維持管理政策まで広く捉えれば、同様の課題といえるだろう。

こうした一連の政策見通しを踏まえた場合、少なくとも普通交付税算定については、現行の単位費用、測定単位、補正係数がこうした需要に十分対応できるのか議論の余地がある。特に人口（高齢者人口）を測定単位とする需要額（公債費除く）が全体に占める割合は、道府県分で約5割、市町村分で約9割

弱であり、人口減少社会を見据えた財政需要を踏まえ、新たな項目と測定単位の設定、補正係数のあり方などについて検討が必要である。また、これと併行して特別交付税、留保財源のあり方も議論する必要がある。

地方創生関連項目の見直しを含めた交付税制度の将来を展望するには、地方自治体による具体的かつ詳細な研究が不可欠である。いわゆる一般財源総額実質同水準ルールが、2010年度に政府の方針に盛り込まれて以来、一般財源総額が安定的に確保され、地方側はこれを高く評価しているが、財源保障の規模だけでなく、これを支える標準的行政の内容についてもその適正を検証し、「合理的、且つ、妥当な水準」を精査していくことが求められる。

[注]

- (1) 2015年度以降創設された「地域の元気創造事業費」および「人口減少等特別対策事業費」を指す
- (2) 2015年度地財計画のまち・ひと・しごと創生事業費のうち1,000億円相当は、地方法人住民税の交付税原資化による偏在是正効果を活用したものであるが、主たる財源ではないため文中では割愛した
- (3) 2020年度地方財政計画資料
- (4) 地方財務協会「地方財政」2015年5月号、80ページ
- (5) 「経済・財政アクション・プログラム」17ページ
- (6) 「地方財政」2017年5月号62ページ
- (7) 遠藤（1996）39～40ページ
- (8) 遠藤（1996）152～153ページ
- (9) https://www.soumu.go.jp/main_content/000030007.pdf
- (10) 地方自治庁 第13回国会地方財政平衡交付金法改正関係想定問答集 5ページ
- (11) 遠藤（1996）152ページ
- (12) 「座談会 地方交付税最近10年の歩みと課題を中心に」「地方財政」（2014年11月号）56ページ、黒田武一郎氏。なお、地方財政審議会の意見書「今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政への対応についての意見」（2019年12月12日）などでも「安定性」「予見可能性」に言及している
- (13) 高知県・市町村交付税制度研究会「地方交付税制度の改革について ― 地域間格差の是正に向けて ―」2006年10月参照
- (14) 石原信雄はこうした交付税法の附則にもとづく算定が近年巨額になっていることについて、普通交付税の安定性や予見性等の観点から、可能な限り通常の費目に移し替えるべきであると否定的にとらえている（石原（2016））。

- (15) 地方財務協会「地方財政要覧」(2020) 参照
- (16) 本節の内容は星野(2020)を参照
- (17) 1兆4,569億円

<内訳>

国民健康保険

(保険基盤安定制度(保険料軽減分)3,858億円、
都道府県繰入金6,179億円、国保財政安定化支援
事業1,193億円)

後期高齢者医療制度

(保険基盤安定制度(保険料軽減分)3,338億円)
※四捨五入のため合計額に一致しない

- (18) 地方財務協会「地方交付税制度解説(単位費用編)」を用いる
- (19) 一般行政経費単独(ソフト)の決算は自治体の調査に基づく集計のため、医療費助成が民生費に計上される場合と衛生費に計上される場合がある
- (20) 減免部分

[参考文献]

- 今井照『地方自治講義』ちくま書房、2017
- 星野菜穂子「地方単独事業の統計に係る整理——社会保障関係の地方単独事業を中心に——」『地方財政』2020年7月号
- 飛田博史「地方財政計画の歳出特別枠等の10年——特別枠の経常経費化と地方創生への質的变化——」『地方財政レポート2018 経済・財政・社会保障のこれまでとこれから』(公財)地方自治総合研究所、2019年5月
- 飛田博史「地方交付税制度をめぐる4つの論点」『地方財政レポート2016 新しい地方財政の展望「アベノミクス」を超えて』(公財)地方自治総合研究所、2017年6月
- 遠藤安彦『地方交付税法逐条解説 第三版』ぎょうせい、1996年
- 自治省財政局交付税課・財政課編『新版 地方交付税制度解説 しくみとその運用』地方財務協会、1981年
- 黒田武一郎『地方交付税を考える 制度への理解と財政運営の視点』ぎょうせい、2018年
- 小西砂千夫『地方財政改革の現代史』有斐閣、2020年
- 石原信雄『新地方財政調整制度論 改訂版』ぎょうせい、2016年
- 地方交付税制度研究会『平成31年度 地方交付税制度のあらまし』地方財務協会、2019年
- 日本都市センター『ネクストステージの都市税財政に向けて～超高齢・人口減少時代の地域社会を担う都市自治体の提言と国際的視点～』2019年

<資料>

民生費（1,000億円以上）

小区分	事業内容	金額（千円）
乳幼児医療費助成（義務教育就学前分）に要する経費	義務教育就学前分	163,650,357
	義務教育就学後分	139,320,870
老人医療費助成に要する経費	高齢者への医療費助成に要した経費	119,177,962
障害者医療費助成に要する経費	障害者（重症心身障害児（者）、心身障害児、精神障害者）を対象とした医療費の自己負担に対する助成（事務費も含む）	290,551,441
公立保育所（地方単独事業分）管理費	公立保育所の運営経費（運営に対する助成を含む）	356,286,414
子ども手当（職員分）給付に要する経費	職員に対して給付する子ども手当（児童手当含む）に要した経費	153,526,614
私立保育所（地方単独事業分）助成に要する経費	私立保育所運営費・特別保育事業に対する助成額（国基準への上乘せ事業又は単独助成分）	332,003,071
後期高齢者医療制度（保険基盤安定制度（保険料軽減分））に要する経費	後期高齢者医療制度に係る保険基盤安定制度（保険料軽減分）の実施に要した経費	333,829,877
後期高齢者医療制度（事務費充当分以外）（地方単独事業分）に要する経費	後期高齢者広域連合に対する一般会計負担分（地方単独事業分）で、事務費充当分以外のもの（保険基盤安定制度に要した負担分を除く）	316,975,193
後期高齢者医療制度（事務費充当分）（地方単独事業分）に要する経費	後期高齢者医療制度に係る一般会計負担分（地方単独事業分）で、事務費充当分（広域連合に対する負担金のほか、特別会計への繰出分を含む）	248,551,416
介護保険（事務費充当分以外）（地方単独事業分）に要する経費	介護保険事業特別会計に対する一般会計負担（都道府県補助を含む）（地方単独事業分）で、事務費充当分以外のもの	239,999,345
介護保険（事務費充当分）（地方単独事業分）に要する経費	介護保険事業特別会計に対する一般会計負担（都道府県補助を含む）（地方単独事業分）で、事務費充当分	219,974,437
国民健康保険（保険基盤安定制度（保険料軽減分））に要する経費	国民健康保険制度に係る保健基盤安定制度（保険料軽減分）の実施に要した経費	385,817,733
国民健康保険（都道府県繰入金）に要する経費	国民健康保険制度に係る都道府県繰入金	617,908,344
国民健康保険（国保財政安定化支援事業）に要する経費	国民健康保険制度に係る国保財政安定化支援事業の実施に要した経費	119,344,521
国民健康保険（地方単独事業分（事務費充当分以外））に要する経費	国民健康保険制度の運営のための一般会計負担分（都道府県は市町村に対する補助、国民健康保険組合に対する補助を含む）で、事務費充当分以外のもの（保険基盤安定制度に要した負担分、都道府県繰入金及び国保財政安定化支援事業を除く）	253,892,678
国民健康保険（地方単独事業分（事務費充当分））に要する経費	国民健康保険制度のための一般会計負担分（都道府県は市町村に対する補助、国民健康保険組合に対する補助を含む）で、事務費充当分（保険医療機関等に対する助言・指導に要する経費を含む）	222,187,656
その他の総合福祉関係サービスに要する経費	上記以外で複数の分野にまたがる社会保障サービスで各分野に区分できない経費（福祉計画策定事業等）	124,075,633

民生費（100億円以上1,000億円未満）

小区分	事業内容	金額（千円）
母子（父子）家庭医療費助成に要する経費	ひとり親家庭等を対象とした医療費の自己負担に対する助成	55,629,717
子どもに対する現金給付に要する経費	地方公共団体独自の子どものための現金給付（児童手当・児童扶養手当の超過負担分等）（母子・父子・遺児等含む）	14,244,880
保育料等軽減に要する経費	多子世帯の保育料や私立保育所・幼稚園・児童福祉施設等の利用料を軽減する事業等に要した経費（認定こども園、幼稚園に係る経費及び関係する施設の運営経費に計上するものを除く）	22,403,523
公立認定こども園（地方単独事業分）管理費	公立認定こども園の運営経費（1号認定分を除く）	48,190,104
公立児童厚生施設管理費	児童館・児童遊園等の運営経費	36,526,514
知的障害児施設等管理費	障害児のための児童福祉施設（知的障害児施設、肢体不自由施設等）の運営経費。心身障害児（者）等のための総合的な医療療育相談支援機関として運営（委託）する療育センター等についても含む	31,513,735
認可外保育所・家庭的保育事業・小規模保育事業等助成に要する経費	認可外保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業等の運営に対する助成（待機児童の解消に要した経費を含む）	20,820,683
私立認定こども園（地方単独事業分）助成に要する経費	私立認定こども園の運営に対する助成に要した経費（1号認定分を除く）	64,014,539
放課後児童健全育成事業費（地方単独事業分）	地方公共団体が単独で実施する放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の放課後児童対策事業に要した経費	39,642,690
母子家庭等支援に要する経費	母子自立支援員の配置など、母子家庭の支援のために要した経費（母子生活支援施設運営費負担を含む）	12,242,173
子育て支援に要する経費（地方単独事業分）	子育て力の強化（一時預かり）、子育てボランティア（保育ママ）等の支援や仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進、児童家庭相談、私立子育て支援施設に対する助成、子育て支援情報の発信など、子育て支援に要した経費	17,057,255
その他の子ども・子育て施設サービスに要する経費	その他の子ども・子育て施設サービス（日々雇用職員関係等）	16,264,000
その他の子ども・子育て関係サービスに要する経費	その他の子ども・子育て関係サービス（子育て安心ステーション運営費等）	75,191,956
公立総合福祉施設管理費	総合福祉センター、社会福祉センターなど、社会保障サービスのワンストップによる提供を行っているため、各分野に分けられない施設の運営経費	15,400,064
後期高齢者保健に要する経費（地方単独事業分）	75歳以上の高齢者向けの保健事業に要した経費（健診、人間ドック助成等）	14,643,971
公立養護老人ホーム等管理費（老人保護措置費）	公立養護老人ホーム等における老人保護措置費	59,606,556
公立老人福祉施設管理費（老人保護措置費以外）	老人保護措置費以外の公立老人福祉施設の運営経費（介護保険給付を除く）	42,128,390
養護老人ホーム等入所負担軽減に要する経費	養護老人ホームへの入所の際の入所費用負担の軽減に要した経費	12,011,409
高齢者移動支援に要する経費	高齢者のためのフリーパス・交通費の助成、敬老バスの運営など高齢者の移動を支援するために要した経費	54,482,253
敬老事業に要する経費	敬老者に対する祝金（物）の支給、記念式典の開催等敬老の日記念事業、金婚夫婦への祝金の支給等の敬老事業に要した経費	21,007,628

小区分	事業内容	金額（千円）
私立養護老人ホーム等助成費（老人保護措置費）	私立養護老人ホーム等における老人保護措置費	83,317,822
私立老人福祉施設助成費（老人保護措置費以外）	老人保護措置費以外の私立老人福祉施設の運営費に対する補助に要した経費（介護保険給付を除く）	44,875,392
高齢者日常生活支援事業費	要援護高齢者やひとり暮らし高齢者の在宅での自立と生活の質の確保や家族の負担軽減等を目的に実施する配食サービス、訪問入浴サービス、移送サービス、家事支援、買い物支援、除雪支援等の高齢者在宅生活支援事業、高齢者のための総合相談業務等に要した経費	19,399,155
高齢者の生き甲斐と健康づくり推進事業費	高齢者をはじめ青壮年、女性等の社会の各層及び家庭、地域、企業等社会の各分野における意識改革、スポーツ活動、健康づくり活動及び地域活動等を推進する「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（明るい長寿社会づくり推進事業、高齢者文化活動等）」に要した経費	13,110,775
介護予防・地域支え合い事業費	要援護高齢者やひとり暮らし高齢者、家族介護者に対して、介護予防サービス、生活支援サービス、家族介護支援サービスを提供し、自立と生活の質の向上を図る「介護予防・地域支え合い事業（生きがい活動通所支援、生活支援、家族介護支援等）」に要した経費	10,465,426
その他の公立介護・高齢者福祉施設サービスに要する経費	その他の公立介護・高齢者福祉施設サービスに要した経費（介護保険給付を除く）	28,052,938
その他の介護・高齢者福祉関係サービスに要する経費	その他の介護・高齢者福祉関係サービス	44,789,085
その他の総合福祉関係サービスに要する経費	上記以外で複数の分野にまたがる社会保障サービスで各分野に区分できない経費（福祉計画策定事業等）	22,629,500
生活保護関係に要する経費（地方単独事業分）	生活保護に関する地方単独事業に要した経費（法外扶助や国庫補助事業の超過負担分を含む）	57,576,473
その他生活保護に要する経費	上記に含まれないその他生活保護に要する経費	28,322,023
公立総合福祉施設管理費	総合福祉センター、社会福祉センターなど、社会保障サービスのワンストップによる提供を行っているため、各分野に分けられない施設の運営経費	44,155,791
民生委員に要する経費	民生委員の活動に係る経費	26,505,172
社会福祉団体補助に要する経費	社会福祉協議会や社会福祉事業団、福祉事業を行うNPO等に対する運営費等の補助（負担金を含む）※各分野に区分できないもの（退職手当共済事業に対する補助を除く）	96,289,092
社会福祉施設職員等退職手当共済事業補助に要する経費	退職手当共済事業に対する補助	26,811,562
地域療養・居宅介護等障害児支援事業費	在宅障害児の生活支援のため行う、障害児（者）地域療育等支援事業など、障害児の支援のために要した経費（重度障害児対応含む）	45,567,434
公立障害者施設管理費	公立の障害者自立支援施設等、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設等）、リハビリテーションセンター等の運営経費（自立支援給付を除く）	38,355,015
障害者（障害児除く）に対する手当給付に要する経費	各自治体独自の障害者に対する手当（障害者を介護する者に対する手当を含む）に要した経費 ※障害児に対する手当は除く	24,798,968
交通費・燃料代助成に要する経費	障害者のためのタクシー・バス等の運賃助成事業等（交通費助成等）に要した経費	30,792,602
障害者相談事務費	障害者やその家族のための総合相談事業等に要した経費	12,885,586

小区分	事業内容	金額（千円）
居宅介護・活動支援、自立支援・社会参加促進、地域生活支援事業費	障害者の身体介護、家事援助、行動援護などの日常生活全般にわたるサービスを提供する事業、自立支援・社会参加促進、日常生活訓練など地域生活支援に要した経費（相談員配置、療育支援、社会参加促進等を含む）	40,933,472
小規模作業所・地域活動支援センター等運営助成に要する経費	身体障害者・知的障害者・精神障害者などが利用する共同作業所・地域活動支援センター等に対する補助金額	14,381,496
障害者扶養共済事業に要した経費（地方単独事業分）	障害者の加入する扶養共済制度に要した経費（加入者に対する掛金の助成等に要した経費を含む）	11,765,227
その他の障害者福祉関係サービスに要する経費	その他の障害者福祉の実施に要した経費（身体障害者福祉電話設置事業等）	26,970,113
その他の社会福祉施設サービスに要する経費	その他の貧困・格差対策等施設サービス	11,531,693
その他の社会福祉関係サービスに要する経費	その他の貧困・格差対策等関係サービス	30,896,088
災害救助に要する経費	災害救助、災害発生に備えた他地域との連絡調整・情報提供等関係経費（見舞金を含む）	29,949,142

衛生費（1,000億円以上）

小区分	事業内容	金額（千円）
廃棄物対策に要する経費	一般廃棄物の適正処理、産業廃棄物の適正処理、収集委託業者に対する費用、ゴミ処理施設維持管理に係る経費（集約した施設によるし尿処理を含む）	988,471,728
リサイクル実施関係事業費	ごみの発生抑制やリサイクルの周知、ごみの減量、分別の推進に関する経費（リサイクル施設の維持管理費を含む）	158,228,500
予防接種に要する経費	定期予防接種のほか、任意に行われている予防接種（例：Hibワクチン、肺炎球菌ワクチン等）の実施や費用の助成に要した経費（地方単独事業分）	286,633,224
がん検診（地方単独事業分）に要する経費	がん検診に要した経費（費用助成の場合も含む）（地方単独事業分）	111,302,254
公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（一般会計負担）に要する経費	公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院に対する一般会計負担（広域病院に対する負担金や市町村立病院・診療所に対する補助を含み、公営企業会計への繰出分及び建設費財源分を含まないこと）	173,314,824

衛生費（100億円以上1,000億円未満）

小区分	事業内容	金額（千円）
浄化槽維持管理促進事業費	浄化槽による生活排水の適正処理に要する経費（し尿処理、特定地域生活排水処理を含む）	36,579,722
その他環境企画に要する経費	その他の環境企画に要する経費	25,407,117
市町村保健センター管理費	市町村保健センターの運営経費	18,523,032
乳幼児医療費助成（義務教育就学前分）に要する経費	未成年者を対象とした医療費の自己負担に対する助成のうち義務教育就学前分（未熟児への医療費助成を含む）	34,188,101
乳幼児医療費助成（義務教育就学後分）に要する経費	未成年者を対象とした医療費の自己負担に対する助成のうち義務教育就学後分	17,877,424
難病医療費助成に要する経費（地方単独分）（超過負担分を除く）	難治性の原因不明の疾病について、治療方法の解明、治療費補助、見舞金の支給、相談・支援等に要した経費 ※超過負担分について含めないこと	18,700,661
乳幼児健康診査事務費	1歳6か月・3歳児健診等の乳幼児に係る健康診査に要した経費	24,288,850
妊産婦健康診査（地方単独事業分）に要する経費	一般の病院等で行う妊産婦健診の費用助成に要した経費及び保健所・保健センター等で行う妊産婦健診に要した経費（地方単独事業分）	67,887,576
健康被害給付に要する経費	健康被害者への給付金	13,030,055
成人健康診査・生活習慣病対策に要する経費	成人に対する各種健診の費用助成、保健所・保健センターなどで行う成人健診、生活習慣病対策（がん対策を除く）に要した経費	36,838,291
歯科保健・口腔衛生に要する経費	歯周疾患健診を含む歯科保健・口腔衛生に要する経費（歯科病院・診療所、障害者の歯科診療等に係る経費も含む）	10,262,970
公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（公営企業会計繰出分）に要する経費	公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院に対する一般会計負担のうち、公営企業会計への繰出分（国保直診勘定への繰出分を含む）	93,407,549
救急医療施設運営費等助成に要する経費	救急救命センター等の救急医療施設の運営補助など救急医療対策に要した経費	15,365,496
夜間休日等救急医療体制運営費補助に要する経費	地域内の病院群輪番制、在宅当番医制、休日夜間診療施設の運営等により休日・夜間の救急患者を受け入れるための体制整備の補助（1・2次救急）に要した経費	45,187,958
住民健康増進事業費	高齢者を含む住民に対する健康対策、医療相談、健康相談事業、保健指導活動等に要した経費（地方単独事業分）	11,256,287
医療関係団体補助に要する経費	医療関係団体に対する補助・助成に要した経費（県総合健診センター等）	34,855,386
環境保全事業費	環境美化に対する住民の意識の一層の向上を図るためのポイ捨て防止対策及び市民参加による清掃活動等による経費（啓発費も含む）	11,221,691
公害対策事業費	廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理対策に要する経費（水質汚濁調査費等を含む）	35,057,725
地球温暖化対策推進事業に要する経費	地球温暖化対策推進に係る経費	20,750,875
その他環境企画に要する経費	その他の環境企画に要する経費	14,782,801
水道対策事業費	水道事業会計補助金（上水道事業、簡易水道事業、専用水道事業、飲料水供給事業及び法非適用会計事業を含む）	52,962,937
火葬・葬送施設管理費	会館納骨堂、斎場利用等施設の維持管理に要する経費（火葬場・墓地を含む）	41,515,203
その他の地域医療確保に要する経費	その他地域における医療提供体制（歯科休日救急診療所運営費補助等）の確保に要した経費	11,382,707

小区分	事業内容	金額（千円）
その他の医療・保健施設サービスに要する経費	上記以外の医療・保健関係施設サービス	32,227,543
その他の医療・保健関係サービスに要する経費	その他の医療・保健関係サービスに要した経費	60,674,134
保健所管理費	保健所の運営経費	15,924,443
医療関係団体補助に要する経費	医療関係団体に対する補助・助成に要した経費（県総合健診センター等）	26,809,197
医療人材確保に要する経費	医師・看護師・保健師等確保・育成経費（他に計上したものを除く）、返還免除見込みの修学資金貸付金、都道府県の自治医科大学運営費負担金、医師派遣に係る負担金、医師・看護師等の研修経費、看護師・准看護師・保健師・助産師養成所の運営経費、地域医療支援センターに係る経費	31,160,037
その他の地域医療確保に要する経費	その他地域における医療提供体制（歯科休日救急診療所運営費補助等）の確保に要した経費	28,045,768
その他の医療・保健関係サービスに要する経費	その他の医療・保健関係サービスに要した経費	15,490,642

教育費（1,000億円以上）

小区分	事業内容	金額（千円）
私立高等学校助成に要する経費	私立高等学校生徒のために授業料補助、私立高等学校への經常費補助等の私立高等学校への助成事業費	335,682,297
その他教育総務関係に要する経費	他に含まれない教育、学校関係事業費	128,173,816
小学校関係に要する経費	小学校に係る経費全般。小学校に係る需用費等の管理運営費（施設管理費、光熱水費を除く）、初等教育推進事業、小学校教職員費等	212,994,789
小学校施設管理費	小学校の施設管理（光熱水費を含む）、維持補修に係る経費	175,430,558
中学校関係に要する経費	中学校に係る経費全般。中学校に係る需用費等の管理運営費（施設管理費、光熱水費を除く）、中等教育推進事業、中学校教職員費等	130,206,507
高等学校関係に要する経費	高等学校に係る経費全般。高等学校に係る需用費等の管理運営費（施設管理費、光熱水費を除く）、高等教育推進事業、高等学校教職員費等	100,833,209
図書館管理費	図書館に係る管理運営費、需用費、その他活動費	110,804,611
文化施設管理費	博物館、美術館、動物園等の文化施設の管理運営費、維持補修費 当該施設内にて行われるイベントに係る費用	157,092,589
体育施設管理費	陸上競技場、体育館をはじめとした体育施設の管理運営費、維持補修費	183,299,895
学校給食実施に要する経費	給食実施のための経費、給食センター管理運営費	549,260,282
公立大学に要する経費	公立大学への補助金、支援に係る費用（施設関係経費を含む）	168,116,439

教育費（100億円以上1,000億円未満）

小区分	事業内容	金額（千円）
幼稚園就園奨励費助成（地方単独事業分）に要する経費	幼稚園就園奨励費補助事業のうち、地方公共団体の独自事業（都道府県の単独助成分を含む）に要した経費。超過負担分を含めない	15,012,217
障害児教育等幼児教育支援事業費	小・中学校における特別支援教育支援員の配置など、特別支援教育の充実に要した経費	13,942,122
私立幼稚園助成（地方単独事業分）に要する経費	私立幼稚園に対する助成、私立幼稚園児のための授業料補助に要した経費（「預かり保育」の実施など、保育サービスの充実に要した経費を含む）	78,911,007
私立小・中学校助成に要する経費	私立小・中学校生徒のために授業料補助、私立小・中学校生徒への経常費補助等の私立小・中学校生徒への助成事業費	38,404,501
私学助成に要する経費（私立幼稚園、私立小・中学校、市立高等学校、私立大学は除く。）	上記に分類できない私立学校生徒のために授業料補助、私立学校への経常費補助等の私立学校への助成事業費	14,706,057
奨学金貸与・給付に要する経費	高等学校奨学金貸与と事業等就学資金補助に係る費用（地域改善対策奨学金を含む）	49,027,533
教職員人事管理事務費	教職員の福利厚生、研修、給与事務等をはじめとした人事管理とそのシステムに係る経費	45,820,614
教育一般管理事務費	教育委員会の運営費用、教育施策に係る費用 教育に関する他地域との連携、調整費用	46,156,396
教育施設管理費	校舎、設備（エアコン、ICT環境整備等）の維持管理費、教育センター運営費等	44,194,231
国際教育事業費	外国語、外国文化に接し、学習するための事業に係る費用 例：ALT配置推進事業、交換留学生事業、外国人児童生徒支援事業	30,722,633
教育研究事業費	教育、教育指導に係る研究やその研究センターに係る事業費（教職員による指導方法、授業内容の向上のためのもの）	12,964,269
教育振興事業費	学力・学習状況調査、学力向上推進等事業に係る経費（生徒の学習状況把握、学力向上のためのもの）	22,019,999
私立認定こども園（地方単独事業分）（1号認定分）助成に要する経費	私立認定こども園の運営に対する助成に要した経費（1号認定分）	19,362,392
準要保護児童生徒援助・給食援助（地方単独事業分）に要する経費	経済的理由により小学校及び中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品・医療費・給食費等の給付に要した経費（地方単独事業分）	39,726,139
障害児教育等幼児教育支援事業費	小・中学校における特別支援教育支援員の配置など、特別支援教育の充実に要した経費	10,486,037
その他小学校に要する経費	上記に含まれないその他小学校に要する経費	31,546,554
準要保護児童生徒援助・給食援助（地方単独事業分）に要する経費	経済的理由により小学校及び中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品・医療費・給食費等の給付に要した経費（地方単独事業分）	36,592,547
中学校施設管理費	中学校の施設管理（光熱水費を含む）、維持補修に係る経費	85,268,045
その他中学校に要する経費	上記に含まれないその他中学校に要する経費	17,105,571
高等学校施設管理費	高等学校の施設管理（光熱水費を含む）、維持補修に係る経費	64,736,885
私立高等学校助成に要する経費	私立高等学校生徒のために授業料補助、私立高等学校への経常費補助等の私立高等学校への助成事業費	26,129,037
特別支援学校管理費	特別支援学校の運営、特別支援教育等に係る事業費	59,509,116

小区分	事業内容	金額（千円）
公立幼稚園（地方単独事業分）に要する経費	公立幼稚園の運営経費、幼稚園の施設関係経費、保育教諭確保対策、幼稚園臨時教職員費を含む	22,812,136
公立子ども若者支援施設管理費	青少年の健全な育成を図るための青少年センター等、青少年保護育成の推進のための公立施設の運営経費	11,418,515
社会教育に要する経費	他に含まれない社会教育施設の管理運営に係る費用 人権尊重のための教育事業に係る費用（青少年教育、男女共同参画推進等）	84,902,262
公民館管理費	公民館に係る管理運営費、需用費、その他事務費等	72,773,808
教育施設管理費	校舎、設備（エアコン、ＩＣＴ環境整備等）の維持管理費、教育センター営費等	12,822,330
文化財保護事業費	文化財保護、保存に係る費用 文化財の普及、調査、記録の編纂に係る費用	30,906,455
文化発信・イベント事業費	文化・歴史に係る情報の発信、イベント関係経費	17,555,821
その他社会教育に要する経費	その他の社会教育に要する経費	39,606,977
スポーツ振興事業費	選手育成、スポーツイベントの開催、スポーツ振興・普及事業、スポーツ団体支援等に係る経費	84,677,736
その他保健体育関係に要する経費	学校における体育指導、保健指導に係る費用 学校の部活動関係経費	19,730,225
準要保護児童生徒援助・給食援助（地方単独事業分）に要する経費	経済的理由により小学校及び中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品・医療費・給食費等の給付に要した経費（地方単独事業分）	21,076,259

総務費（1,000億円以上）

小区分	事業内容	金額（千円）
地域協働事業費	自治会の振興やボランティア活動の推進、NPO法人の認定事務等に要する経費（自治会やボランティア団体等に対する補助含む）、高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進に計上される経費	104,775,803
ふるさと納税関係事業費	ふるさと納税の啓発等に要する費用（ふるさと納税を活用した事業経費を含まない）	252,252,180
庁舎管理費	庁舎（支所を含む）の維持管理、運営に要する経費（水道光熱費含む）	263,216,824
その他一般管理費	各歳出小区分に含まれないその他一般管理費（秘書用務、首長交際費等）	111,080,605
その他情報・システムに要する経費	情報・システムに関する経費でその他の区分に該当しない経費	235,466,911
その他総務関係に要する経費	各歳出小区分に含まれないその他総務費（その他一般管理費、その他情報・システムに要する経費に計上するものを除く）	477,153,885
税務行政事務費	税務システムの運用、収納・滞納整理、納税啓発等の税務行政経費	285,841,766

総務費（100億円以上1,000億円未満）

小区分	事業内容	金額（千円）
文化発信・イベント事業費	文化・歴史に係る情報の発信、イベント関係経費	62,176,316
地域防犯対策・交通安全対策事業費	地域防犯力の強化、交通安全対策、交通事故相談等に係る経費（交通遺児対策も含む）	41,387,019
広報・広聴事業費	広報誌の発行、広報番組の放送、ホームページの運用管理等の広報活動に要する経費、広聴活動や住民相談等に要する経費（観光PRに係る経費を除く）	68,745,537
公有財産管理費	公有財産の維持管理に要する経費（庁舎及び特定目的施設を除く）	93,028,728
文書行政事務費	公文書管理、法令審査関係、個人情報保護等に係る経費	32,398,730
政策調整事務費	各種計画策定、広域行政、東京事務所運営等に係る経費	22,289,822
国際交流に要する経費	地域国際化や姉妹都市交流、外国人留学生受け入れ等に係る経費（国際交流関係団体への補助含む）	22,473,573
人事管理事務費	職員の研修、健康管理等に係る経費	74,535,199
出納・契約・監査事務費	出納システムに係る経費、入札・契約に係る経費、外部監査委託費等	32,890,319
自治体クラウドの推進に要する経費	自治体クラウドの推進に関する経費。業務システムの標準化を行うための経費、ハードウェア整備に係る経費、データ移行に係る経費、途中解約等システム移行に係る経費、その他クラウド導入等に係る経費。基幹系システムに加え、基幹系システムとともに共同化する内部管理系システムに係る経費を含む。なお、毎年度発生する経費ではなく、クラウド導入時又は導入に向けた取組のため発生する経費を計上すること	42,843,748
情報セキュリティ構造改革に要する経費	住民情報の流出防止の徹底に係る経費、L G W A N接続系とインターネット接続系の分割に係る経費、自治体情報セキュリティクラウドの構築・運用・管理等に係る経費（市町村から都道府県への負担金等を含む）及びこれらに付随して情報セキュリティ対策の強化に要した経費	57,935,291
マイナンバー制度の基盤になる住基ネット等の運用に要する経費	都道府県ノードの維持管理、L G W A N接続に関する費用等。情報連携端末のリース料及び保守料、団体内統合宛名システムの運用経費。住民基本台帳ネットワークシステムの運用に要する経費	42,446,461
I C Tの利用による住民サービスの向上に要する経費	I C Tの利活用による住民サービスの向上及びテレワーク等による業務効率化の推進に要する経費	18,799,636
地域情報化事業費	情報通信技術（I C T）やデータ活用を通じた地域課題解決に要する経費	16,101,581
地域振興事業費	移住定住の促進、過疎地域における産業振興、中山間地域の振興等に要する経費	38,356,739
交通政策事業費	公共交通の利用促進やバス路線の維持・再編、地域交通体系の企画調整等に係る経費	98,864,968
ふるさと納税関係事業費	ふるさと納税の啓発等に要する費用（ふるさと納税を活用した事業経費を含まない）	19,114,750
その他徴税に要する経費	上記に含まれないその他徴税に要する経費	12,109,074
戸籍・住民基本台帳事務費	住居表示に係る事務費や住民票・戸籍証明書交付等に係る経費	47,532,279
住民基本台帳ネットワークシステム運用事務費	住民基本台帳ネットワークシステムの運用に要する経費	10,492,363
その他市町村振興に要する経費	市町村に対する財政支援、市町村振興宝くじによる交付金等の市町村振興を目的とした経費	53,777,557

小区分	事業内容	金額（千円）
選挙に要する経費	選挙管理委員会の運営、選挙の啓発・執行等に要する経費 （事務費含む）	33,120,591
その他防災関係に要する経費	その他防災に関する経費	12,916,101

（資料）総務省 地方単独事業（ソフト）の決算額の状況2018年度より作成

https://www.soumu.go.jp/iken/02zaisei07_04000111.html

（注）網掛けは交付税算定の対象と推測される項目以下同じ